

横手市介護用品支給券のご使用について(お願い)

- ◆介護用品支給券は、介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等)の購入にのみ使用できます。(詳しくは「横手市介護用品支給券で購入可能な品目一覧」をご覧ください。)
- ◆介護用品支給券は、登録店舗でのみ使用できます。別紙の一覧をご参照ください。
- ◆介護用品支給券(令和7年度分)は、令和8年3月31日まで使用できます。
- ◆介護用品支給券を不正に使用(介護用品以外の購入、対象外になった後の使用、現金との引き換え等)したり、他に譲渡したりすることはできません。
- ◆資格が喪失(被保険者の死亡や、転出、施設入所など)したときには、お近くの地域局や本庁1階7番窓口へご返却ください。
- ◆500円未満の金額は、現金で介護用品支給券取扱店にお支払いください。

例1：価格(総額)が1,600円(消費税込)の介護用品を購入する場合
→介護用品支給券(3枚)と現金(100円)を取扱店にお支払いください。

例2：価格が500円(消費税込)未満の介護用品1点のみを購入する場合
→介護用品支給券は使用できませんので、全て現金で取扱店にお支払いください。

横 手 市

介護用品支給券で購入可能な品目一覧

令和7年4月現在

1	紙おむつ ※介護用品に限る
2	尿取りパット ※軽失禁用のものを除く
3	使い捨て手袋 ※介護用品に限る
4	清拭剤(大人用おしりふき、からだふきを含む)
5	ドライシャンプー
6	ポータブルトイレ用消臭剤(ポータブルトイレ用消臭シート含む)
7	ポータブルトイレ用処理袋
8	おむつカバー(尿取りパンツ含む)
9	介護用肌着 ※前開きのものに限る
10	介護用パジャマ
11	介護用シーツ(防水等)
12	手指洗浄用アルコールスプレー、ジェル
13	要介護者用食器 (スプーン、フォーク、箸、握り用ホルダー等)
14	とろみ剤
15	介護食品 ※「  」の表示のあるものに限る ユニバーサルデザインマーク
16	リハビリ用シューズ(介護用シューズ) ※屋外用のものに限る
17	口腔洗浄用具(口腔用スプレー、ジェル、うがい用受皿を含む)
18	体位変換クッション
19	食事用エプロン
20	尿器 ※電化製品を除く

◆ シャンプー、ティッシュペーパー、使い捨てタオル、洗濯用洗剤等、一般品として販売されているものは対象から除外しておりますので、ご注意ください。